

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市病院事業局が、社会福祉法人けやき苑から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和７年２月２６日

富山市病院事業管理者 石田 陽一

### １ 随意契約の内容

#### （１）件名

屋外清掃業務委託

#### （２）提供を受ける役務の内容

富山市民病院内のピロティ等の清掃

#### （３）役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条第１項第３号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和７年３月３日

#### （２）提出先

富山市病院事業局契約出納課